第５章　保存活用の基本方針

特別史跡多胡碑の保存活用の基本方針は、次のとおりである。なお、具体的な内容やスケジュール等は、今後「再整備基本計画」を策定する際に、より詳細に検討するものとする。

①　特別史跡多胡碑の碑本体及び史跡地の本質的価値の恒久的な保存と継承を第一とした上で、本計画の内容を実現するための計画・施策の立案を行う。
②　多胡碑に関する調査を継続し、その成果を保存管理に活かすとともに、史跡としての価値の向上を図る。
③　世界的に重要な歴史遺産として、学校教育や生涯学習、地域振興といった場面においても永続的な活用を図る。
④　特別史跡の確実な保存のもとに活用を促進するため、適切な保存環境を整えるとともに、見学者に多胡碑の価値をより発信できるような整備を行う。
⑤　高崎市を中心に学識経験者・関係行政機関・市民が協力し、将来にわたって持続可能な体制を構築する。

第６章　特別史跡等の保存管理

第１節　特別史跡の保存管理の基本方針

多胡碑の保存管理は、管理団体である高崎市が中心となって行うものとし、多胡碑を確実に次世代へ継承するため、適切な保存管理に取り組む。具体的な基本方針は次のとおりである。

①　本質的価値の恒久的な保存と継承
②　要素に応じた保存管理方法の設定
③　特別史跡の歴史や価値を理解するのに重要な諸要素（歌碑等）も含めた保存管理
④　特別史跡地内の景観に配慮した保存管理

第２節　特別史跡の保存管理の方法

第１節での基本方針を踏まえて、史跡を構成する価値や要素ごとに、適切な保存管理を行うための方法についてまとめる。

（１）本質的価値を構成する諸要素の保存管理

①石碑（多胡碑本体）　現状では安定しているが、碑の四面に亀裂・剥離等がみられ、笠石は２つに割れたままの状態で碑身の上に載っている。平成 29 年（2017）には、剥離が最も進行している東側面の補修を行った（第２章第８節参照）。今後も日常的な点検を継続し、現状を維持するとともに、亀裂や剥離が進行しないよう適切な保存修理を行う。また、笠石については接合を含め、転落を予防するための措置を講ずる。また、笠石の重さが一方向に集中するのを緩和させるための措置を検討する。

②旧境内地　現状を適切に保存し、吉井いしぶみの里公園と一体化した緑豊かな現在の景観を維持しつつ、日常管理が簡便にできる手法を検討する。また、指定地内では掘削等遺構に影響を及ぼす行為は原則行わないこととする。ただし、整備等によりやむを得ず掘削などを行う場合は、事前に発掘調査等を行い、遺構に影響を与えない範囲で行う。

（2）整備事業により新たに付加された諸要素の保存管理

①覆屋　現状維持を基本とするが、保存検討委員会の調査成果を踏まえ、多胡碑の本質的価値を保存管理するためにより良い環境となるよう努める。特に、雨漏りなど覆屋内に水が浸入しないよう屋根瓦等の計画的な修繕を行うとともに、覆屋内の物品を可能な範囲で固定し、石碑に損傷を与えないようにする。なお、覆屋の耐震性については、平成 29 年（2017）８月に高崎市建設部建築住宅課の建築技師による目視調査が行われ、現時点での耐震補強等は必要ないとの判断がなされている。将来的にはより管理しやすい構造を検討する。

②台石　コンクリート台石は、碑本体に接しているものの、昭和 20 年代に施工されたものであり、今後経年劣化が懸念されることから、目視点検等を行う。撤去する場合は、碑に損傷を与える危険性があるため、碑身等の修理方針にあわせて今後の取扱いを慎重に検討する。施工の方法等については、専門家による検討結果を踏まえて判断するものとする。

③養生台　養生台は、当面は現状のままとするが、恒久的なものではないため、再整備事業の際には撤去する。

④管理に必要な施設　現状維持を基本とし、破損や危険箇所を定期的に点検する。修繕等が必要になった場合は、速やかに実施する。史跡の境界柵は、整備後半世紀が経過し、木の根によって歪んでいる箇所があるなど老朽化が進行していることから、再整備を検討する。解説板は、平成 21 年度に内容の見直しを行い、27 年度に子ども用を増設したが、近年の研究動向やユネスコ「世界の記憶」登録における史跡の新たな価値も踏まえ、解説文の修正を検討する。花崗岩製史跡標柱は、平成 11 年度に傾斜を修正した後は問題なく存立していることから、現状を維持するものとし、定期的な点検を行う。いずれも異常が確認された場合は適切に修繕等を行う。

⑤工作物　石造物も含め定期的に点検を行い、異常が確認された場合は適切に修繕等を行う。音声ガイドについては、有力とされる学説が変わった場合は、必要に応じて適宜内容を変更する。石垣は、落石防止のため日常の見回りを継続して行う。また、覆屋西側の石垣の上には振動源となるようなものが乗らないよう対策を検討する。

⑥植栽類　樹種ごとに必要な措置を行い、緑豊かな現在の環境を維持する。専門業者による計画的な剪定などを行い、倒木等の危険が高まった場合には、伐採を検討する。一部の植栽の根が園路や覆屋の下まで張り出していることから、根の処理方法についても検討する。

（3）関連する諸要素の保存管理

史跡地内の４つの歌碑等（揖取素彦歌碑、前中納言有長歌碑、藤原寛一歌碑、多胡碑記の碑）については、現状のまま保存管理を行う。防火水槽は当面現状維持とするが、蓋の経年劣化が進むと安全面に支障が出る可能性があるため、蓋の交換の検討や見回りの強化等を行う。関係部局から撤去等について相談があった場合は、埋め戻すなど史跡に影響を与えない方法への変更を検討する。ケヤキやイチョウ、エノキの大木は、史跡地が神社であった頃から存在するものもあり、多胡碑とともに地域の拠り所となってきたと言われている。特に、碑の南側にある古木のエノキは、明治時代にはすでに現位置に存在したと言われており、多胡碑の歴史を振り返る上でも重要な要素である。そのため、樹木医による診断や、肥料の散布など適切な養生措置を実施し、倒木や枯損を可能な限り予防する。倒木の危険性が高まった場合には、伐採を検討する。

（4）その他の諸要素の保存管理

井戸跡は、当面現状のまま保存管理を行うが、事故防止のため見回りを強化し、蓋の交換も検討

する。将来的には埋め戻すなどの方法も検討する。電気設備等については当面現状維持とする。給水設備（水飲み場）は、漏水のため閉栓している。撤去する場合は、遺構に影響を与えないよう施工する。

第３節　特別史跡の現状変更等の取扱方針及び取扱基準

特別史跡多胡碑を良好な状態で保存・継承するため、本質的価値を構成する諸要素について保存管理の方法を定め、史跡地内において予測される現状変更について、具体的な取扱い基準を次のとおり設ける。

（１）現状変更を認められない行為

①　本計画書に定められた現状変更許可基準に反する行為
②　史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある行為
③　史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる行為

（２）史跡の現状変更

史跡の現状変更は、文化財保護法第 125 条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）において、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」とされている。現状変更許可申請が必要な行為のうち、多胡碑に該当する事項は次のとおり。

①　建築物の新築、増築、改築又は除却
②　工作物の新設、増設、改修又は除却
③　土地の掘削、盛土、切土など地形の改変
④　木竹の伐採、植栽
⑤　地中埋設物の設置、撤去
⑥　発掘調査及び保存整備
⑦　その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

以上の現状変更は、史跡の価値を十分踏まえた上で検討し実施しなければならない。地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査などを実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などを行い、遺構に影響を与えないようにする。

（３）現状変更の取扱い

①　文化庁長官による現状変更の許可が必要な行為

（２）に示した現状変更申請が必要な行為のうち、次の②と③に示したもの以外の行為については、文化庁長官による現状変更の許可を受けるものとする。

②　許可を要しない行為

文化財保護法第 125 条第 1 項では、「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とされる。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しないこととする。

ｉ　「維持の措置の範囲」の行為を行うとき

特別史跡名称天然記念物又は史跡名称天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に規定される「維持の措置の範囲」は以下のとおりである。

ア　史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当史跡をその指定当時の現状に復するとき

イ　史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき

ウ　史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

ii　日常的な維持管理の行為を行うとき

ア　日常的な維持管理の行為

植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）

外灯などの清掃・保守点検、園路などの清掃及び簡易な補修

イ　工作物の維持管理行為

工作物の日常的な管理・簡易な補修（清掃・保守点検等）や破損・劣化による部分的な取り替え

ウ　覆屋の維持管理行為

外壁又は屋根の塗装などの小規模な修繕

内装並びに屋内諸設備の補修及び修繕

③　高崎市教育委員会による現状変更の許可が必要な行為

（２）に示した文化財保護法第 125 条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第５条第４項（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）に基づき、現状変更の許可及びその取り消し並びに停止命令を高崎市教育委員会が行う。現状変更の許可申請先は、高崎市教育委員会とする。

i　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。

ii　工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあっては設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

iii　管理団体等による史跡の管理に必要な施設の設置又は改修。

iv　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらの類する工作物の設置又は改修。

v　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る）。

vi　木竹の伐採。

（４）現状変更許可基準

保存管理の方法に基づき、前述した現状変更の内容ごとに取扱いを表６－１にまとめた。いずれの場合も、史跡の破壊や景観への影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提とした許可基準とする。

表6－1　特別史跡多胡碑現状変更許可基準総括表

区域	項目		取　扱　方　針	備考	許可区分
A区	多胡碑	修理等	原則として現状変更を認めない。ただし、保存に必要な措置である場合においては、認める。		文化庁
			き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき、又は、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置を取るときは、許可を要しない。		不要
		地形改変	史跡保護のための地形変更を除き、地形の大幅な変更は認めないものとする。		文化庁
	建築物（覆屋以外）	新築	建築物の新築に係る現状変更は、認めない。		―
	小規模建築物	新築 増改築 除却	2年以内の期間に限って設置される小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が 120 ㎡以下のもの）については、遺構に影響がないようにしたうえで、文化財としての価値及び景観の保存に大きく影響を及ぼさない場合、認める。		高崎市
	工作物	新設 増設	原則として認めない。ただし、史跡の価値の向上につながるものについては、史跡に影響のない方法で行う場合、認める。		高崎市
		除却	史跡に影響のない方法で行う場合、認める。		高崎市
		維持管理 補修	日常的な管理、簡易的な補修については、許可を要しない。		不要
	覆屋	新築 改築	史跡に影響のない方法で行う場合、認める。	新築・改築の際には、下部の発掘調査を行う。	文化庁
		改修 維持管理	日常的な管理、簡易的な補修（外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装および屋内諸施設の補修および修繕）は、許可を要しない。		不要
	管理に必要な施設（解説板、境界柵、花崗岩製史跡標柱）	新設 増設 除却	史跡に影響のない方法で行う場合、認める。		高崎市
		改修 維持管理	日常的な管理、簡易的な補修は、許可を要しない。		不要
	埋設物	新設 増設	原則として認めない。ただし、公共公益上必要不可欠なものについては、地下遺構に大きく影響を与えない範囲で、認める。		文化庁

区域	項目		取 扱 方 針	備考	許可区分
A区	埋設物	改修 除却	公共公益上必要なものについては、地下遺構に大きく影響を与えない範囲で、認める。		文化庁
	植栽	植樹	新たに樹木を植えることは原則として認めない。ただし、史跡の景観維持につながる場合で、遺構に影響を与えないものは、認める。		文化庁
		伐採	樹木の伐採は、史跡への影響が最小限度に留まるようにするものとし、認める。		高崎市
		剪定 整枝	日常的な維持管理、簡易的な剪定等については、許可を要しない。		不要
	発掘調査		遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明らかにした上で、適当な範囲で行う場合、認める。		文化庁
	保存整備 （環境整備）		保存整備事業を実施する場合には、その方法などを十分検討したうえで行う行為については、認める。		文化庁

第４節　特別史跡以外の管理の方法等

本節では、計画対象範囲における指定地以外の管理の方法等についてまとめる。

多胡碑記念館

設備の老朽化が進行し故障・停止状態も発生しているため、記念館職員による定期的な見回りを行い、事故等を未然に防ぐようにする。また、専門業者による定期的な点検・維持修理や中長期的な改修・修繕等の計画の策定を検討する。館内清掃は記念館職員による清掃等を継続して行う。

吉井いしぶみの里公園

老朽化が進行している部分があるため、多胡碑記念館職員による定期的な見回りを行い、事故等を未然に防ぐようにする。現状把握を行い、史跡の再整備事業にあわせて必要な改修等を実施できるようにする。園内については、多胡碑記念館職員による清掃等を継続して実施する。

第７章　特別史跡等の活用・公開

第１節　活用・公開の基本方針

特別史跡の活用に関する基本方針、次に掲げる６つを軸とする。

①　活用・公開（情報発信）にあたっては、特別史跡の保存を第一とする。
②　市民参加を促進し、市民と協働した活用を図る。
③　学術研究、学校教育・社会教育等との連携による活用を図る。
④　地域振興の資源として持続可能な活用を図る。
⑤　多胡碑の価値を広く周知するための積極的な情報発信を図る。
⑥　多胡碑記念館を多胡碑のみならず上野三碑の活用の拠点施設とする。

第２節　活用の方法

本節では、特別史跡の活用・公開について、第４章第２節に示した現状と課題を踏まえた活用策を示す。多胡碑記念館を活用・公開の拠点施設として位置づけ、多胡碑にとどまらず上野三碑の保存活用事業の活性化を図る。

また、ユネスコ「世界の記憶」として評価された「東アジアの文化交流」、「多民族共生社会」、「歴史遺産の保護と継承」といった世界的価値についての情報発信も積極的に行う。

なお、平成 31 年４月１日に「上野三碑の歴史的な価値を調査研究するとともに、県内外に向けてユネスコ「世界の記憶」としての価値を広く周知し、官民一体となって保護・普及を促進すること」を目的に『上野三碑普及推進会議（座長　新井久男）』が発足し、本市の文化財保護課が事務局を担っている。この普及推進会議には、高崎市や群馬県だけでなく、地元企業や地域住民なども参画しており、官民連携による活用を促進するため、一体となって活動する。

（１）学術研究における活用

歴史学や考古学だけでなく、保存科学や岩石学といった石碑そのものの調査・研究のほか、地域活性化、国際交流など幅広い研究テーマによる活動について、現地視察の受け入れなど積極的に協力する。研究成果については論文等で広く公開してもらうだけでなく、研究成果・データ等を市と共有できるようにし、他の研究活動にも活用してもらう。このように研究成果を循環・蓄積していくことにより、碑の保存環境の充実を図るとともに、学校・社会教育等での活用策にも反映させる。

（２）教育における活用

①学校教育　授業の教材や現地見学、多胡碑記念館での学習、その他の活動によって、多胡碑のみならず、上野三碑の特別史跡としての価値やユネスコ「世界の記憶」としての価値の普及・発信を図る。地域の歴史・文化の理解など地域学習の教材として、また、小中学校における社会科や歴史、国語、書道、高校での日本史や漢文といった教科での活用を図る。授業での活用案を作成するなど、教育現場において史跡を活用できる環境づくりを促すとともに、学習段階に応じた現地見学プランの整備・提案を検討する。現地見学では、多胡碑記念館の受入体制の整備・拡充を進める。特に、中学校や市外の学校の来訪を促す施策を検討する。

平成 28 年度に作成した『上野三碑副教材』を歴史の授業や地域学習の授業などで積極的に使用してもらえるよう働きかける。学校関係者との意見交換の場を設け、教育現場の意見を反映した教材となるよう、適宜内容の修正・見直しを行うとともに、支援・協力体制の拡充を図る。

授業以外でも書道部や地理・歴史系の部活動など、文系の部活動での活用を見込んだ働きかけを行う。また、現在でも実施されている地元高校によるボランティアの取り組みを後押しし、環境整備活動だけでなく、解説や普及事業要員などへ活動の幅を広げる。また、教員を対象とした研修等の開催を検討する。

②　社会教育

ⅰ　勉強会・講座等の継続実施　市民団体等が主催する勉強会や講演会等が定期的に開催できるよう、支援・協力する。市文化財専門職員が講師となる「たかさき出前講座」においては、講座内容の充実や参加者の興味関心を高めるための講演方法などを研究する。また、上野三碑普及推進会議とも協働して講演会等を開催する。

ⅱ　公民館活動等における活用　市内公民館活動に加え、市外・県外公民館へのＰＲ方法を検討する。

ⅲ　市民への周知活動　一般公開などイベント開催の広報活動を強化するとともに、中学生に配布している『上野三碑副教材』の一般向けの活用策を検討する。

（3）地域振興における活用

①関連遺跡との一体的な活用　多胡碑だけでなく、山上碑と金井沢碑を一緒に見学することで、より深く地域の歴史を学び、体感することができると考えられることから、三碑一体となった企画や碑文に関連するイベントの開催といった活用策を実施する。多胡郡正倉跡については、一体的に活用することを前提に、その方法を検討する。また、必要に応じて市の観光部局などとも連携を図る。

②広域連携　上野三碑だけでなく、市内外の史跡や寺社、博物館等を回遊できるような施策を検討する。また、群馬県が推進する「東国文化周知事業」と連携した取り組みを行う。

古代の石碑や官衙遺跡が立地する自治体等との共同研究活動、地域間交流などを検討する。古い石碑が所在する諸外国との交流など、海外との連携も視野に入れた活用策を研究する。

（4）公園としての活用

①見学・解説　第４章で示した課題を解決するため、本章第４節において「多胡碑覆屋開扉基準」を定め、この基準のもとで公開活用を実施する。

多胡碑は、基本的には通年で実物の石碑をガラス越しで見学することができるとともに、一般公開に誰もが無料で参加することができる。このように石碑の全容をいつでも間近で見学できる例は国内でも貴重である。今後の見学についてはこの体制を維持するものとし、ガラス越しでの通年見学と定期的に実施している開扉による「一般公開」を継続して行う。ガラスへの写り込み防止のため、無反射フィルムの貼付や無反射ガラスへの取り替えも検討する。一般公開時を中心に実施している上野三碑ボランティア会員による現地での解説も、継続して実施できるよう協力要請する。また、覆屋に設置している音声ガイドシステムは多言語対応ができるため、現在対応している日本語と英語以外にも外国語の導入を検討する。

②イベント　市民団体等に必要な支援を行い、特別史跡に影響のない範囲で、多胡碑の特徴を活かしたイベント等が継続的に開催できるようにする。

③市民・地域住民　一般公開などイベント開催の広報活動を強化することなどにより、史跡への興味関心を高め、市民団体等への参加を促すなど、市民との協働体制の拡充を図る。

（5）多胡碑記念館の活用

①展示等　ユネスコ「世界の記憶」としての上野三碑の価値をこれまで以上に発信する。そのために必要な展示替えや展示室の改修等の方法を検討する。秋に開催している歴史系の企画展を継続して実施し、書に関する展示も引き続き実施する。記念館内の上野三碑に関する展示解説ついては、上野三碑の特設ウェブサイトで公開されている４か国語の文章等を使用し、多言語化を検討する。他の展示については見学者の動向に応じて再度検討する。スマートフォンなどを活用し、解説員が不在の場合でも解説を聞くことができる手法について、導入方法等を研究する。

②建物・設備　今後の活用方針を定めるとともに、適切な改修や修繕の方針を検討する。建物本体については、今後修繕が必要な箇所を把握しておくとともに、現在行っている温湿度の測定を継続する。

③学校教育　多くの学校に現地見学に訪れてもらえるよう、館の魅力向上と情報提供の強化を図る。特に中学校での歴史の授業に活かせる展示や見学計画を検討する。また、可能な範囲での職場体験の受入を継続して行う。

④講演会・講座　大幅な施設改修は難しいため、多胡碑記念館内で大きな講演会等を開催することは困難であるが、周辺施設との連携によって講演会等を継続的に開催する。大規模なシンポジウム等は文化財保護課全体で実施することとし、市内のホール等を活用する。イベント開催時には交通手段の確保を検討する。

⑤体験学習等　拓本体験は、多胡碑の理解を深める体験学習として定着しており、工夫を重ねながら引き続き実施する。体験メニューの拡充を進めるとともに団体客が体験学習を行うためのスペースの確保を検討する。

（6）吉井いしぶみの里公園の活用

①広場等　今後については、特別史跡の再整備事業にあわせ、改修及び活用策を検討する。

②古代蓮（大賀蓮）池　現状では老朽化による水漏れが発生している。史跡の再整備事業にあわせ、改修及び活用策を検討する。

③園路・階段　公園北東側の階段のバリアフリー化は困難であるため、史跡南東の駐車場側からの散策ルートの構築・整備を検討する。

第３節　情報発信の方法

前述の活用の方法を達成するための、特別史跡の普及・啓発に必要な情報発信の方法は、次に掲げるとおりである。

①多胡碑記念館での情報発信　多胡碑に隣接するという立地を活かし、多胡碑記念館を特別史跡の価値及びユネスコ「世界の記憶」としての価値を発信する拠点施設と位置づけ、企画展の充実などにより、継続的な情報発信を行う。また、展示だけでなく映像技術や各種体験を充実させるなど、限られた空間を効果的に活用できる方法を研究する。

②インターネットによる情報発信　現状においては、高崎市公式ウェブサイト内に「上野三碑」の特設ページを開設しており、多胡碑の情報も公開している。ウェブサイトは日本語のほか、英語、フランス語、中国語（簡体字）、韓国語で閲覧することができる。また、説明文や解説動画のほか３Ｄ画像を公開しており、本来は見ることのできない角度からもパソコンやスマートフォンを介して碑を見ることができる。当面は、このウェブサイトのコンテンツを充実させるとともに周知を強化することで、国内外への情報発信を行う。

また、このウェブサイトにとどまらず、史跡の情報発信に有用な技術が普及した場合には、それらの技術を活用してインターネットによる情報発信を図る。

③動画等による情報発信　現状において、動画投稿サイト「You Tube」内の高崎市チャンネルに上野三碑の解説動画・アニメを公開しており、その中で多胡碑の解説を見ることができる。４か国語の字幕スーパーを挿入した動画も同時に公開している。また、同じ動画のDVDを高崎市で保有しているため、DVDの貸し出し体制を整備するなどし、映像によって史跡の理解を深めてもらえるような体制を構築する。また、「上野三碑をつなぐ会」（第９章第２節参照）が作成した動画等も、市内外のデジタルサイネージ等での放映などにより活用を図る。

今後も、必要に応じて新たな動画等を制作し、様々な手法による発信を検討する。また、前述のような市民団体等による動画等の制作を支援する。

④パンフレット等による情報発信　既存の上野三碑パンフレットを活用し、多胡碑だけでなく「上野三碑」として価値の発信を進める。パンフレットは現在、文化財保護課や市有施設のほかJR高崎駅などに設置しているが、商業施設などへの設置も検討する。今後の研究動向によって解説の修正が必要になった場合には、適宜内容等の見直しを行う。

また、インターネットに掲載している多言語解説文を紙媒体にも展開するなど、海外からの来訪者にも対応できる手法を必要に応じて検討する。

⑤市民団体等による情報発信　平成28年（2017）５月から、上野三碑ボランティア会（第９章第２節参照）によって、現地解説や多胡碑記念館で解説が行われている。休日の日中に現地で行う解説を中心に、今後も解説業務を継続してもらうとともに、研修等を実施して更に充実してもらえるよう努める。

また、平成29年（2018）11月からは、地元住民で構成する山上碑・金井沢碑を愛する会（第９章第２節参照）が、山上碑及び金井沢碑の現地で湯茶提供などを行っている。この活動により会員と見学者との交流が活性化していることから、今後も活動を支援することで、現地での情報発信に繋げる。

第４節　開扉の基準

多胡碑の保存・活用における課題を解決するためには、石碑を保管している覆屋を適切な環境のもとで開扉することが求められる。そのため、石碑の保存管理、調査・研究、公開等での開扉について、次の多胡碑覆屋開扉基準により、開扉の可否や方法等について定めることとする。なお、開扉は、申請書の提出によってその可否を審査するものとする。

多胡碑覆屋開扉基準

（１）基準の趣旨

多胡碑の恒久的な保存・活用を図ると同時に、調査・研究活動をとおして碑の価値を高める機会を確保するため、覆屋の開扉や内部への立入等について基準を定めるものである。

（２）開扉できるとき

①　多胡碑の保存管理のため、開扉が必要なとき
②　大学等研究機関・研究者による調査・研究のため、開扉が必要なとき
③　高崎市教育委員会が、特に開扉が必要と認めるとき

（３）開扉の方法

①　開扉の際は、必ず高崎市文化財担当職員が立ち会う。
②　調査・研究の場合は、その目的によって覆屋内立入の可否を判断する。
③　保存管理、調査・研究目的以外の場合は、原則として覆屋の外からの見学とする。なお、教育委員会が特に認める場合は、覆屋内への立入りができるものとする。

（４）開扉の中止

多胡碑の保存状態に異常が認められた場合、または開扉することにより適切な保存状態の維持が困難であると認められる場合は、ただちに開扉を中止する。適切な保存措置がとられるまでは、開扉を再開することはできない。

（５）基準の見直し

本基準の運用開始後、多胡碑の状態に変化が見られた場合は、開扉の方法や許可基準を適宜見直すものとする。この場合、速やかに専門家に状況の分析を依頼し、開扉が適切な環境の下で行われるようにしなければならない。

第８章　特別史跡等の整備

第１節　整備の基本方針

多胡碑の整備は、第２章第６節で記述したとおり、昭和 42 年度から断続的に行われ、見学のための環境が整備されてきたが、バリアフリー化がなされていないなど、全ての来訪者に、多胡碑を見学しその価値を理解してもらうことができない状態である。また、保存検討委員会による環境調査の結果、より良い保存環境を整備する必要性が指摘されている。そのため、整備の方向性について、以下の３点に基づき整備を計画・実施する。

①　整備にあたっては特別史跡の保存と将来への継承を第一とする。
②　誰もが多胡碑を見学でき、その価値を理解できる整備を行う。
③　多胡碑保存検討委員会による調査等の成果を踏まえた整備を行う。

第２節　整備の内容

第１節の方針に基づき、史跡の保存と次世代への継承を前提に、整備を実施する。本節では、（１）特別史跡の保存のための整備、（２）特別史跡の活用のための施設等の整備、（３）周辺に所在する他の文化財との連携・情報提供に関する整備、（４）その他の整備、（５）整備事業の実施機関と手順に分けて記述する。具体的な整備内容等は、次に掲げるとおりである。

（１）特別史跡の保存のための整備

①　特別史跡としての本質的価値を損なうことなく次世代へ継承するための整備を、以下の点を中心に行う。
・２つに割れている笠石の保存措置について検討する。
・碑身の傾きの是正の手法を検討する。
・コンクリート製台石の取扱いを碑身等の修理方針に合わせて検討する。

②　多胡碑本体を 24 時間監視するため、覆屋内部に監視カメラ等の設置を検討する。

③　覆屋内の歩行振動等の抑制や、石碑に剥落等が生じた場合の剥片の破断を防止または低減させることを目的とした床面などの養生措置等を検討する。

④　覆屋内の気温や湿度の安定、修理材や養生材等の劣化防止等のため、覆屋内に太陽光（紫外線）が差し込むのを防止する措置等を検討する。

⑤　覆屋に雨漏り等が発生しないようにするため、屋根瓦の定期的な葺替えや外壁・内装の補修等を計画的に実施する。

⑥　覆屋の改築が必要になった場合は、その手法について専門家の意見を踏まえ慎重に検討するものとし、あわせて下部の発掘調査を実施し、石碑の原位置の検証を行う。

⑦　碑本体周辺以外の史跡地は、維持管理がしやすく耐久性の高い再整備を検討する。

⑧　特別史跡の保存管理に影響を与える恐れのある樹木は、剪定だけでなく伐採も視野に今後の取扱いについて検討する。

（２）特別史跡の活用のための施設等の整備

①　多胡碑覆屋周囲の土壇に上がるためのバリアフリー対応のスロープの設置

②　多胡碑記念館や駐車場などとの動線を踏まえた園路・境界柵の再整備

③　解説板の文章等の見直し・修正など
④　老朽化した工作物等の修繕や再整備の検討
⑤　植栽の計画的な剪定、危険な樹木の伐採

なお、その他工作物等の取扱いについては、今後策定する再整備基本計画の中で詳細に検討し、不要な工作物等は史跡に影響のないよう撤去する。

（3）周辺に所在する他の文化財との連携・情報提供に関する整備

「山上碑」・「金井沢碑」を中心に、地域の遺跡などを回遊し、周辺の歴史を学ぶことができるようサイン整備など適切な情報提供を行う。また、史跡上野国多胡郡正倉跡との一体的な活用に向けた整備を検討する。なお、具体的な手法や時期は、多胡郡正倉跡の保存活用事業の進捗に合わせて検討する。活用に必要な情報提供などは、主に多胡碑記念館を拠点として行う。

（4）その他の整備

①　**多胡碑記念館**　多胡碑にとどまらず、上野三碑や多胡郡正倉跡に関する情報発信拠点として、機能拡大を想定した整備を検討する。施設としては、建物全体の老朽化が進行していることから、中長期的な修繕・改修計画を検討する。また、改修等にあわせて館内のユニバーサルデザイン化も検討する。

②　**吉井いしぶみの里公園**　史跡の再整備事業にあわせて必要な改修等を検討する。園内の全面的なバリアフリー化は困難であるため、可能な箇所でのバリアフリー化を検討する。屋外トイレは、団体見学にも対応した全面改修を検討する必要がある。また、見学者の休憩や体験学習に活用できる四阿の設置も検討する。

（5）整備事業の実施期間と手順

特別史跡等の再整備事業は５か年計画とし、実施手順は以下のとおりとする。整備イメージは第８－１、８－２図のとおりである。

１年次　多胡碑本体・笠石の修理にかかる実施設計、再整備基本計画の策定
２年次　多胡碑本体・笠石の修理、再整備基本設計の策定
３年次　再整備実施設計の策定、再整備工事（樹木伐採等）
４年次　再整備工事（スロープの設置、園路等整備、境界柵整備、樹木伐採等）
５年次　再整備工事（便益施設の整備等）

なお、具体的な整備内容や対象とする範囲及び実施スケジュール等の設定については、今後、本計画に基づいて策定を行う再整備基本計画や基本設計、実施設計において詳細に検討を行うものとする。いずれも史跡の景観が大きく変わらないよう配慮して整備する。

第8－1図　特別史跡地域内再整備イメージ

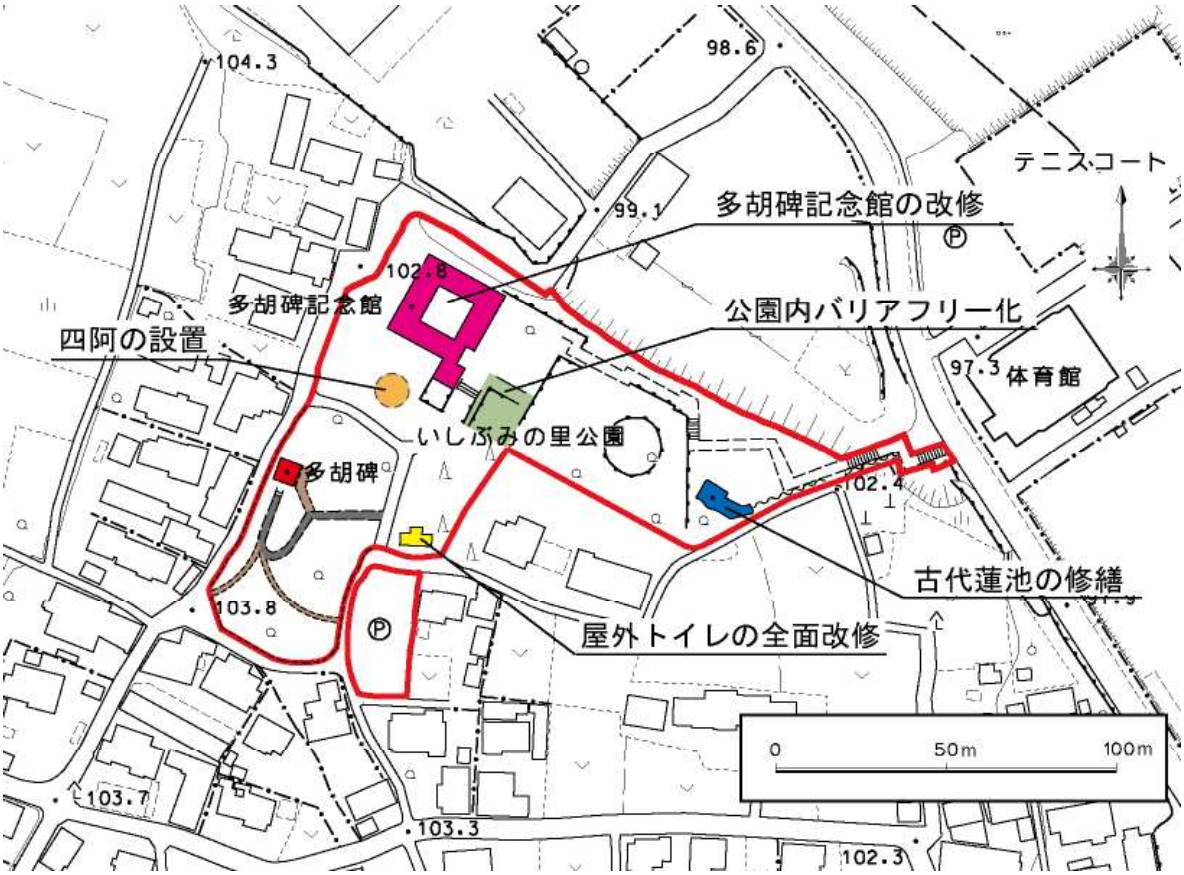

第8－2図　計画地域内再整備イメージ

第９章　運営及び体制整備

第１節　運営及び体制整備の基本方針

特別史跡多胡碑の保存管理は、合併によって多野郡吉井町から高崎市に引き継がれている。今後も文化庁や群馬県と連携し、管理団体である高崎市による管理体制を継続する。本計画に基づき、特別史跡多胡碑の保存活用を推進するため、必要な運営及び体制整備についての方針は次に掲げるものとする。

①　高崎市による管理体制の強化・拡充
②　指導・助言機関である特別史跡多胡碑保存検討委員会の継続
③　関係行政機関（文化庁及び群馬県文化財保護課）等との連携
④　史跡の維持管理等における市民との協働体制の構築

第２節　管理運営体制

管理運営については、第１節のとおり管理団体である高崎市が中心となり、文化庁及び群馬県などの関係機関との連携を綿密にすることが求められる。一方で、多胡碑は古くから地域住民に「ひつじさま」として慕われ、大切に守られてきた歴史があることから、管理運営への住民参加も重要である。具体的な方法等は以下に掲げるとおりである。

①-1 高崎市教育委員会（文化財保護課）における体制整備及び強化　特別史跡多胡碑の保存活用については高崎市教育委員会文化財保護課が所管課である。文化財保護課の文化財保護担当・埋蔵文化財担当を事業統括担当、多胡碑記念館を事業拠点と位置づけ、史跡の保存活用に必要な調査・研究、整備後の維持管理等の体制を整備する。

①-2 多胡碑記念館の体制整備及び強化　多胡碑の日常的な保存管理や清掃等の維持管理については、事業拠点である多胡碑記念館が継続して実施する。また、情報発信施設として、館の運営体制の充実を図る。

②特別史跡多胡碑保存検討委員会の継続　保存整備に向けた計画の策定や実施にあたり、特別史跡多胡碑保存検討委員会を継続し、多胡碑の保存・整備に必要な措置の指導・提言を受け進めるものとする。

③オブザーバー等との連携強化　再整備に向けた計画の策定や実施にあたっては、文化庁及び群馬県と緊密に協議・検討を行いながら進めることとする。懸案事項の解決等において、連携して対応を図る。また、事業の実施にあたっては、高崎市関連部局との連携を強化する。

④市民・関係団体等との協働体制の構築　多胡碑のみでなく「世界の記憶」である上野三碑の保存と活用をすすめるため、市民団体等との協働体制を構築し、多くの市民参加を図る。すでに、連携・協働が進んでいるのは以下の３団体と、市の文化財保護課に事務局を置く上野三碑普及推進会議である。

ⅰ　上野三碑ボランティア会　平成 28 年４月 24 日発足　会員数 70 人（令和２年４月現在）
主に現地ガイド・清掃活動に従事する団体である。事務局は多胡碑記念館内に設置されている。「ボランティア活動を通して上野三碑への理解を深め、広く文化の発展に寄与する」ことを目的としている。本市としては、必要に応じた支援・協力を図る。

ⅱ　山上碑・金井沢碑を愛する会 平成 29 年７月 30 日発足 会員数約 200 人（平成 29 年７月現在）
山上碑及び金井沢碑の立地する地域住民が主体となって組織されている。「地域内の交流を促し、地域の発展を図ること」を目的としており、講演会の開催や見学者への湯茶接待を行っている。

団体の要望に応じて事業に協力・連携を図る。

iii　上野三碑をつなぐ会　平成 29 年 10 月 19 日発足　会員数 130 人（平成 29 年 10 月現在）

市内企業の若手経営者が主体となって設置された団体で、「上野三碑の歴史的、文化的価値を認め愛護し、学び合いながらその輪を広げると同時に、来訪者に良い地域だと感じていただけるような地域活性化をも目指すこと」を目的として活動している。ＰＲ動画の制作やイベントの企画・運営などの活動を行っている。団体の要望に応じて支援・連携を図る。

iv　上野三碑普及推進会議　平成 31 年４月１日発足　会員数 15 人・11 団体（令和２年４月現在）

「上野三碑の歴史的な価値を調査研究するとともに、県内外に向けてユネスコ「世界の記憶」としての価値を広く周知し、官民一体となって保護・普及を促進すること」を目的に発足した。高崎市のほか、群馬県や民間企業、団体等によって構成される。市の文化財保護課が事務局を担っていることから、一体となって業務を運営する。

このように、管理団体である高崎市が主体となり、多胡碑の確実な保存管理を行いながら、史跡に関わる市民組織・団体との適切な役割分担のもとに、史跡の維持管理、活用事業などへ市民参加を進める。これらの管理運営体制のイメージは第９－１図のとおりである。

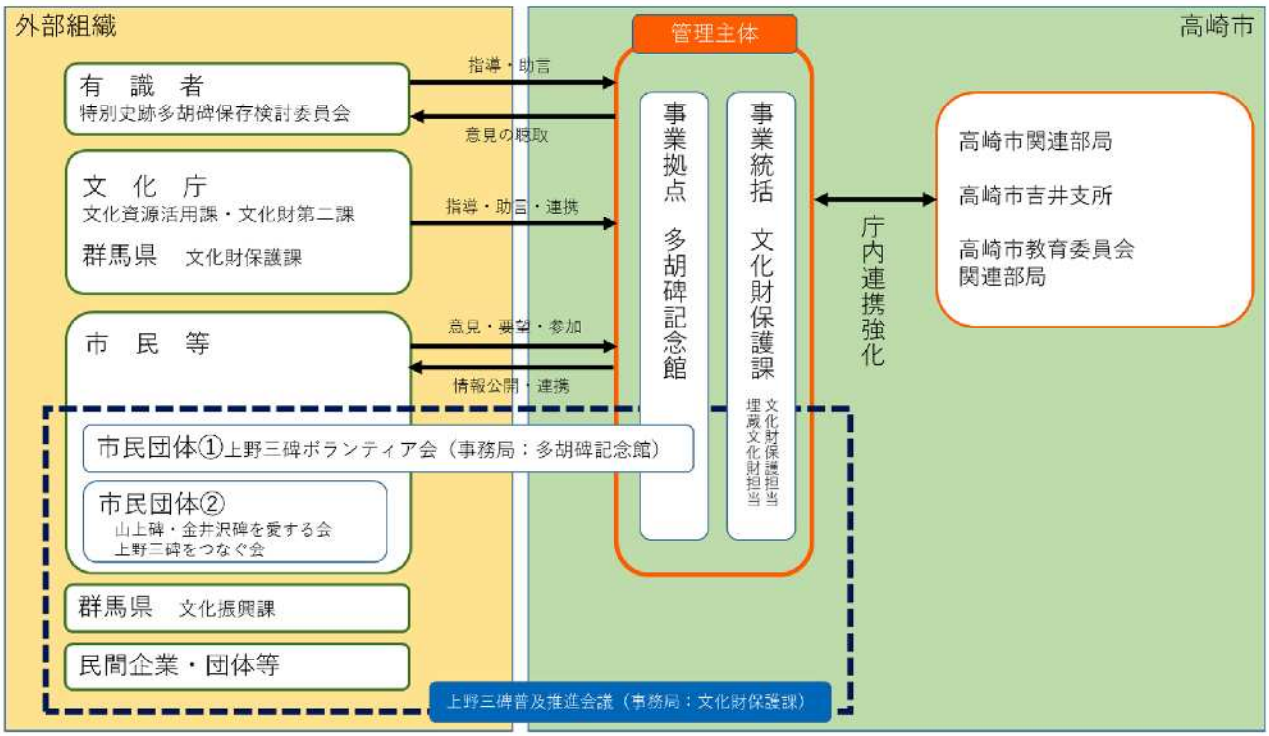

第9－1図　特別史跡多胡碑管理運営体制イメージ

第 10 章　施策の実施計画の策定・実施

第 1 節　実施すべき施策

先に見てきたように、多胡碑において実施すべき施策は、「保存管理事業」、「活用事業」、「整備事業」、「管理運営体制整備事業」である。

保存管理事業においては、管理団体である高崎市による史跡の本質的価値の保存が求められる。

活用事業では、多胡碑の保存と活用を両立し、いかに持続可能な活用とするかが大きな課題である。また、教育や地域振興という観点での活用のため、情報発信を強化することも求められる。

整備事業では、保存管理の確実な遂行を行いつつ、誰もが多胡碑を見学でき、その価値を体感できるようにすることが必要である。

管理運営体制整備事業では、行政側の体制整備や取り組みの拡充だけでなく、ボランティア会や各市民団体など市民との協力体制をいかに構築・整備していくかが重要である。

第 2 節　施策の実施計画の総括

これまでに検討してきた各施策を「保存管理事業」、「活用事業」、「整備事業」、「管理運営体制整備事業」に大別し、総括表とした（表 10 －1）。なお、この事業年次は最短のスケジュールを示したものであり、内容や手法等の検討により実施時期は変更となる場合がある。

表 10 －1　施策の実施計画総括表

事業	実施内容	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	将来
保存管理事業	保存管理方法の設定	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	現状変更の制限	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
活用事業	学術研究における活用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	教育における活用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	地域振興における活用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	公園としての活用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	多胡碑記念館等の活用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
整備事業	本体の保存に関する整備			→	→	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢
	活用のための施設等の整備					→	→	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢
	その他の整備						→	→	→	⇢	⇢	⇢
管理運営体制整備事業	庁内における体制整備	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	関係行政機関との連携	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	関係機関との連絡体制整備	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	市民との連携・協働	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

第３節　経過観察と点検

保存活用計画の策定後、特別史跡の適切な保存・活用に、将来にわたり継続して取り組むため、定期的な経過観察や内容の評価を行う必要がある。

この観察と評価を定期的に実施することにより、必要に応じて修正・改善を行うことができるなど、中・長期的な視野をもって施策を執行することができる。

観察と評価の実施にあたっては、本計画書の第６章から第９章にかけて示した「保存管理事業」・「活用事業」・「整備事業」・「管理運営体制整備事業」について、それぞれ項目を定め、重要課題の整理や事業進行の状況把握、実績の点検などを行う。

点検・評価の実施にあたっては、状況変化を記録、比較できるようにするため、次頁に定めた「特別史跡多胡碑保存活用計画点検表」により、事業ごとに達成度や修正箇所の検証を行う。また、この点検表に加えて「史跡カルテ（仮称）」を作成し、Plan（計画の策定）、Do（計画の実行）、Check（実績の評価）、Action（改善）＝「PDCA サイクル」に基づき、史跡の現状把握を行いつつ、事業の課題等を常に把握できるようにするとともに、事業内容の見直し、計画の修正等を行えるようにする。

特別史跡多胡碑保存活用計画点検表

区分	小区分	点検内容	取組状況									
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
保存管理に関すること	史跡の保存管理	①現状変更許可基準の適切な運用										
		②覆屋内の保存環境の維持・管理										
		③定期的な石碑や史跡地内の確認										
		④台石の点検の実施										
		⑤管理に必要な施設の点検や修繕										
		⑥史跡地内の日常管理の実施										
		⑦工作物等の点検										
		⑧樹木剪定・伐採等の管理										
	多胡碑記念館の保存管理	①見回り等の実施										
		②専門業者による定期的な点検の実施										
		③改修・修繕等の計画の検討										
	吉井いしぶみの里公園の保存管理	①見回り等の実施										
		②現状把握と必要な措置等の検討										
活用に関すること	史跡の活用	①研究活動への協力										
		②学校教育における活用の促進										
		③社会教育における活用の促進										
		④覆屋開扉基準の適切な運用										
		⑤史跡の活用策の検討、実施										
		⑥一般公開等の実施										
	多胡碑記念館の活用	①企画展等の実施、展示内容の充実										
		②展示手法・解説方法の充実										
		③見学者増に向けた施策の実施										
		④その他体験活動等の実施・検討										
	吉井いしぶみの里公園の活用	①活用策の検討・実施										
	情報発信	①ウェブサイトの活用										
		②パンフレット、動画等の活用										
		③講座・イベント等の実施										
		④市民団体等との連携協力										
整備に関すること	史跡の整備	①笠石の修理										
		②台石の取り扱いの検討										
		③碑身の傾きの取り扱いの検討										
		④保存環境改善の措置の実施										
		⑤屋根瓦の計画的な葺替え等の実施										

区分	小区分	点検項目	取組状況									
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
整備に関すること	史跡の整備	⑥内外装の計画的な補修等の実施										
		⑦見学動線のバリアフリー化の実施										
		⑧史跡の再整備事業の実施										
管理運営体制整備に関すること		①高崎市の体制整備及び強化										
		②多胡碑記念館の運営体制の充実										
		③多胡碑保存検討委員会の指導・助言										
		④オブザーバーとの連携										
		⑤市民団体等への支援、事業協力										